## 衣浦港3号地廃棄物最終処分場 埋立処分単価表

## 令和8年4月1日適用

(単位:円/トン)

	区	分	処分単価
産業廃棄物	廃プラスチック類※	溶融固化物	17,600
		その他	66, 700
	ゴムくず※		66, 700
	金属くず※		12,700
	ガラスくず・コンクリートくず	海面に浮くもの	106, 300
	及び陶磁器くず※	その他	14, 900
	がれき類※	海面に浮くもの	106, 300
		その他	14, 900
	自動車等破砕物	溶融固化物	17, 200
		その他	83, 600
	燃え殻	廃棄物焼却施設から排出されるもの	19, 400
		その他	18, 300
	無機性汚泥		19, 400
	鉱さい		16, 700
	ダスト類	廃棄物焼却施設から排出されるもの	20, 600
		その他	20, 200
	第 13 号廃棄物		20, 200
一般廃棄物	燃え殻		20, 300
	ばいじん		28, 100
	溶融スラグ		20, 300
	その他		19, 400
建 設 発生土	土壌環境基準に適合するもの		4, 500
	その他		9, 500

- 注1) 埋立処分料金は、単価に計量重量(最小単位10キログラム)を乗じて算出する。
- 注2) 埋立処分料金には、別途消費税が課される。
- 注3) 産業廃棄物にあっては、別途産業廃棄物税(1トン当たり1,000円)が課される。
- 注4) ※の品目のうち海面に浮くものは、当分の間、受け入れない。
- 注5) 建設発生土は、処分場の早期廃止に資するものを除き、原則として受け入れない。